

返戻金制度について

当社は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けております。

当社の紹介により就職した求職者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|--------------------------|------------|
| 1、入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 100%に相当する額 |
| 2、入社後 2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50%に相当する額 |
| 3、入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 25%に相当する額 |

株式会社ワークリレーション
代表取締役社長 青木 聡
職業紹介責任者 藤田 英明